

「食品表示法の内閣府令等案について」

団体名称 部署名等	一般社団法人 北海道消費者協会 総務調整部門組織活性化G
業種	消費者団体
住所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
電話番号 FAX番号 電子メール	011-221-4217 011-221-4219 do@syouhisya.or.jp

意見	理由
<p>凍結食品及びチルド食品を定義するとともに、これらを飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別、生食であるかないかの別、の表示が必要である。</p>	<p>凍結食品（トレーに並べられラップされ単に凍結しているエビなど）やチルド食品などは、冷凍食品に該当しない。そのため食品表示基準別表19の「ク 冷凍食品」、食品表示基準別表24の「カ 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）」、「キ 冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生カキを除く。）を凍結させたもの」に該当せず、両別表に属していない。</p> <p>しかし、凍結食品及びチルド食品の消費方法や消費者の利便性を考えると、冷凍食品と同様の表示が必要である。</p>